

健康サポート薬局に係る届出について

1. 概要

かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を有する薬局を「健康サポート薬局」といいます。

「健康サポート薬局」である旨の表示をするとき、とりやめるときは、**あらかじめ届出**を行う必要があります。

2. 健康サポート薬局に係る届出

(1) 新たに薬局を開設し、健康サポート薬局である旨を表示する場合

薬局開設許可申請書の「健康サポート薬局である旨の表示の有無」欄の「有」を○で囲み、添付書類、添付書類確認表を併せて提出してください。

(2) 既に許可を有する薬局が新たに健康サポート薬局である旨を表示する場合

変更届の変更内容欄に「健康サポート薬局である旨の表示の有無」と記載し、添付書類、添付書類確認表を併せて提出してください。

《記載例》

変更内容	事項	変更前	変更後
	健康サポート薬局である旨の表示の有無	有	無

(3) 健康サポート薬局である旨の表示を取りやめる場合

変更届を提出してください。(添付書類は不要です。)

《記載例》

変更内容	事項	変更前	変更後
	健康サポート薬局である旨の表示の有無	有	無

3. 留意事項

- ・患者の情報等、個人情報を含む添付書類については、個人情報部分を黒塗りした上でご提出ください。

4. 関連通知

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について
(平成 28 年 2 月 12 日薬生発 0212 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

- 健康サポート薬局に係る研修実施要綱について (通知)
(平成 28 年 2 月 12 日薬生発 0212 第 8 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

- 健康サポート薬局に関する Q&A について
(平成 28 年 3 月 29 日付事務連絡)

- 健康サポート薬局に関する Q&A について (その 2)
(平成 29 年 4 月 21 日付事務連絡)

- 健康サポート薬局に関する Q&A について (その 3)
(平成 29 年 12 月 25 日付事務連絡)